



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本の高齢者人口（65 歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、総務省の推計（2019（令和元）年 9 月 15 日現在推計）によると、高齢者人口は 3,588 万人、高齢化率は 28.4%で過去最高となりました。

松原市では、2015（平成 27）年に団塊の世代が 65 歳を迎えた以降も増加していた高齢者人口は 2019（令和元）年に減少に転じています。ただし、後期高齢者は増加しており、同年の高齢化率は全国、大阪府を上回る 29.9%となっています。

本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3 年を 1 期とする「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、市民一人ひとりが、生きがいを感じながら、いきいきと充実した生活を送れる地域づくりを進めています。

しかし、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の益々の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が長くなっており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

こうした状況のもと、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築し、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年を目途に、地域包括ケアシステムを構築することを示してきました。さらに、介護保険制度改革については、「地域共生社会の実現と 2040 年への備え」を念頭において、地域包括ケアシステムの推進に加えて、介護予防・地域づくりの推進、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進、介護現場の革新などに向けて、制度を持続可能なものとするための見直しを不断に実施するとしています。

こうした国等の動向を踏まえるとともに、2020（令和 2）年度には、本計画の第 7 期計画期間（2018（平成 30）年度～2020（令和 2）年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が 75 歳になる 2025（令和 7）年、更に現役世代が急減する 2040（令和 22）年の双方を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。

2 法令等の根拠

< 法的位置づけ >

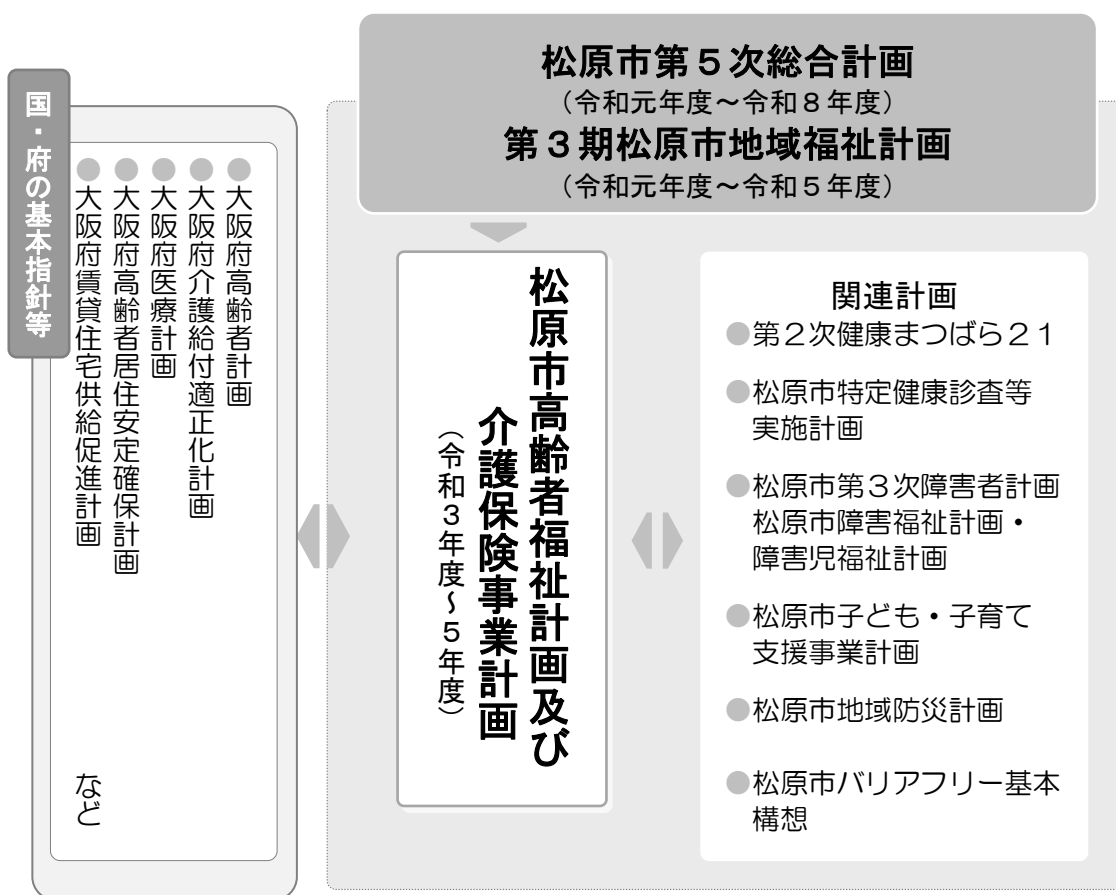
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

3 計画の位置づけ

< 市の上位・関連計画との位置づけ >

本計画は、2019（令和元）年度からの8年間を計画期間とする松原市第5次総合計画を上位計画とし、本市の関連計画との調和、国・府の関連計画との整合を図り、松原市地域福祉計画の理念に基づき策定する計画です。

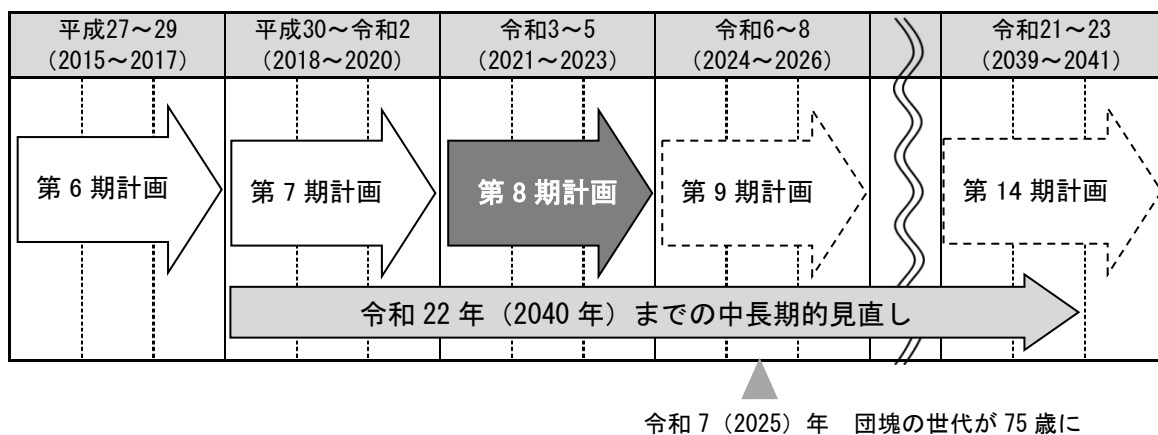
また、医療計画における医療提供体制の確保に関する基本方針により、地域におけるケア体制を計画的に整備するための配慮が求められることから、医療・介護の関係者による「協議の場」を開催することで、「大阪府医療計画」との整合を図り、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築及び推進を図ります。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年、更に現役世代が急減する2040（令和22）年までの中長期的な視野に立った見直しを示しています。

具体的には、国勢調査などから推計される2020（令和2）年及び2040（令和22）年における高齢者人口などを基に、松原市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。



5 計画の策定体制

本計画は、松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）のほか、市民アンケートなど、市民や関係者の参画を得るとともに、庁内の関係各課及び大阪府との連携により策定しました。

（1）松原市介護保険事業計画及び松原市高齢者福祉計画策定委員会の開催

本計画を策定するため、策定委員会を設置し、学識経験を有する者、保健医療福祉関係者、老人クラブ代表者などの費用負担関係者に加え、市民代表として、公募委員に委員を委嘱し計画内容について協議をしていただきました。

（2）各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、65歳以上の高齢者及び要介護認定者等に対してアン

ケート調査等を実施し、高齢者の現状及び介護保険サービスの利用状況、介護者の状況などについて把握しました。

(3) 「見える化」システムの活用

厚生労働省より提供された地域包括ケア「見える化」システムを使用し、将来人口や要介護認定率の推計、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査のデータからの地域特性の分析、他地域や全国の介護サービスの給付状況との比較等を行い、計画策定や給付費の分析に活用しました。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市の基本的な政策や計画等を立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから出された意見を考慮し、市としての意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にするものです。

(5) 大阪府との調整及び連携

大阪府において定めた高齢者保健福祉圏域において、市町村相互間の施設の整備等に関する広域的調整を図っています。

また、本計画の策定過程において、作成上の技術的事項についての助言や協議を大阪府と行い、大阪府及び府内市町村の関係者で構成される市町村計画策定検討会に参画し、府下で一体的な検討を行いました。

さらに今後は、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況については、大阪府からの情報提供など連携を強化し、市内の整備状況と入所者への介護サービスの提供状況の把握に努めます。

(6) 庁内の計画策定体制

本計画では、制度・分野ごとの縦割りを超えた取組によって、「地域共生社会」の実現を目指すことから、介護、保健、福祉関係課だけでなく、企画、総務、危機管理、交通関係課等との庁内の組織横断的な連携体制の強化とともに、施策の検討において情報共有を行い、本計画を策定しました。

6 計画の推進における取組方針

本計画の推進にあたっては、保険者機能の強化と業務効率化に取り組みます。

(1) 保険者機能の強化

2017（平成 29）年の地域包括ケア強化法において、PDCA サイクルによる高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が制度化されました。本市では、以下の取組を重点的に推進しており、本計画においても引き続き、保険者機能を発揮して取組を強化します。

- 松原市地域ケア推進会議における地域課題の抽出と地域づくり・資源開発・政策提言における介護予防活動の評価と助言
- 松原市地域医療介護連携推進会議を通じた、在宅医療・介護連携の取組
- まつばらテラス（輝）活用事業、介護予防支援きらり活動事業等による健康づくり・介護予防の推進

(2) 業務の効率化の推進

本市が介護保険サービス事業者に提出を求める、指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、その記載項目や添付書類等の必要性を精査し、必要に応じた見直しを行い、事業者と本市双方の業務の効率化と負担軽減を図ります。